

令和4年度 保土ヶ谷公園プールにおける感染防止対策

1 運営方針

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行い、県民の健康と地域社会の健全な発展に寄与するため、安全安心かつ快適に利用できるプールの運営に努めるとともに、利用者の入場制限を行わない上で、利用者、施設管理者、施設管理委託業者等の保土ヶ谷公園に携わる全ての人の健康管理に留意する。

【営業期間】 令和4年7月9日（土）～同年8月31日（水）

2 具体的対策

2-1 各施設における対策

(1) 入場口（受付）の対策

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、当施設が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示する。
- ・接触確認アプリ等（神奈川県 LINE コロナお知らせシステムや新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA））の活用を推進する。
- ・公園ホームページで混雑予測を発信する。
- ・発券機前及び受付に手指用消毒液を設置する。
- ・非接触型体温計による検温を実施する。
- ・入場時、チケット購入時等の順番待ち時における大声での会話自粛を要請する。
- ・順番待ち列の密集・密接を回避するため、掲示等で人との距離をとるよう要請する。

(2) 退場口の対策

- ・退場口に手指用消毒液を設置する。
- ・退場口は、入場者と退場者との動線を分け、利用者が滞留しないように呼びかける。

(3) 更衣室の対策

- ・利用者が自ら消毒できるようにするため、入口にロッカー等の消毒用に紙や消毒液を設置する。
- ・十分な換気実施のための大型送風機を換気扇に向けて設置する。
- ・二酸化炭素濃度測定器を設置し、定期的に測定するとともに、1,000ppmを超えた場合には利用を控えるよう呼びかける。
- ・更衣室の利用軽減を図るため、できる限り水着着用での入場を呼びかける。

(4) 救護室の対策

- ・二酸化炭素濃度測定器を設置する（1,000ppmを超えた場合、一時的な入場制限及び換気の実施）。

- ・混雑時等臨時使用可能な場所を確保する（監視室の一部）。
- ・救護室内での従事員のマスク着用を徹底する。

(5) 監視室の対策

- ・室内での監視員等のマスク着用を徹底する。
- ・二酸化炭素濃度測定器を設置する（1,000ppm を超えた場合、一時的な入場制限及び換気の実施）。

2-2 利用条件

①～③のいずれにも該当しないこと

①37.5 度以上の発熱、倦怠感や呼吸困難、臭覚や味覚の異常、喉の痛みや咳等の風邪症状、新型コロナウイルスに感染している、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者などの可能性がある場合（同居家族、身近な知人で感染が疑われる場合を含む。）

②海外渡航歴がある場合で、厚生労働省が示す入国後の自宅待機期間を経過していない場合

③入場する際、マスクを着用していない場合

※他者との距離が確保できており、会話がほとんどなく、マスクを携帯している場合は対象外（厚生労働省令和4年5月20日事務連絡）

※2歳未満の乳幼児は対象外（厚生労働省令和4年5月20日事務連絡）

2-3 利用上のルール

- ・プール入水時以外は、基本的な感染対策としてマスクを着用する。特に、入場時及び更衣室やトイレなど屋内施設を利用する際は、マスク着用を協力すること（2歳未満の乳幼児を除く）。ただし、プールサイドなど屋外施設の利用時で、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用しなくても構わない。また、飲食を行う場合は、マスク飲食を心掛ける。
- ・熱中症予防の観点からマスクを外す場合には、人との距離をできるだけ取り、会話を控える。のどが渇いていなくても、こまめに水分補給をする。
- ・こまめな手洗や手指消毒に協力すること。
- ・できるだけ自宅での水着着用を協力すること。
- ・更衣室を利用する際は、距離を保ち、会話を控えて、短時間の利用とすること。
- ・接触確認アプリ等（神奈川県 LINE コロナお知らせシステムや新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA））の登録に協力すること。
- ・新型コロナウイルス感染防止のために施設管理者が定めた遵守事項を守り、監視員等の指示に従うこと。

2-4 利用者への周知方法

「2-2 利用条件」、「2-3 利用上のルール」を簡略にまとめた「プールご利用時のお願い」を利用者へ周知する。

(1) 全般的な周知

- ・公園ホームページ、園内掲示板等での周知

(2) プール施設での周知

- ・入場時において、受付対応員によるアナウンス
- ・入退場口付近への掲示物の設置
- ・更衣室内での掲示周知

2-5 施設管理運営者における対策

(1) 共通事項

- ・接触確認アプリ等（神奈川県 LINE コロナお知らせシステムや新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA））の登録に協力する。
- ・37.5 度以上の発熱、倦怠感や呼吸困難、臭覚や味覚の異常、喉の痛みや咳等の風邪症状、新型コロナウイルスに感染している、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者などの可能性がある場合（同居家族、身近な知人で感染が疑われる場合を含む）は出勤を控える。
- ・海外渡航歴がある場合で、厚生労働省が示す入国後の自宅待機期間を経過していないときは、出勤を控える。
- ・食事中や水分補給時以外は、原則としてマスクを着用とする（熱中症予防の観点から、人との距離が確保できる場合は外すことも可とする。）。
- ・こまめな手洗、アルコール等による手指消毒を徹底する。
- ・朝礼時におけるスタッフの体調確認を実施するとともに、委託事業者等の健康管理に留意する。

(2) プール責任者、プール副責任者

- ・利用者、プール監視員、売店事業者等のプールに関係するすべての人の健康管理に留意する。
- ・3密（密閉、密集、密接）の視点に基づくリスク管理、利用状況の定期的な確認・把握、必要な対応（注意、指導等）を実施する。

(3) プール監視員

- ・飛沫防止対策として電子ホイッスルを使用する。
- ・3密（密閉、密集、密接）の視点に基づくリスク管理、利用状況の定期的な確認・把握、必要な対応（注意、指導等）を実施する。

(4) 救護室における従事員

- ・必要に応じて医療用手袋を着用する。

- ・二酸化炭素濃度測定器を設置する（1,000ppm を超えた場合は、一時的な入場制限及び換気の実施）。

(5) 清掃職員

- ・必要に応じて手袋やゴーグル等を適切に着用する。
- ・ゴミ処理時におけるマスク、手袋の着用及びトンク類を使用する。
- ・ゴミ袋回収時の際、袋の密閉保管を徹底する。
- ・業務等対応後の手洗を徹底する。

(6) 売店事業者

- ・「外食業のための事業継続のためのガイドライン」等の関係ガイドラインを徹底する。
- ・「神奈川県感染防止対策取組書」を活用した各売店事業者感染防止取組内容を表示する。
- ・食品提供時における食品用手袋を着用する。
- ・順番待ち列最前列付近への消毒液を設置する。